

「横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備基本計画策定等支援業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備基本計画策定等支援業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1)当該事業の概要・目的等
- (2)プロポーザルの手続き
- (3)プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4)プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
- (5)その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1)業務実施体制
- (2)予定技術者(資格者等)の経歴等
- (3)予定技術者(資格者等)の同種・類似業務実績
- (4)当該業務に関する具体的な提案
- (5)その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1)業務実施体制は適切で、必要な人員が配置できているか。
- (2)配置予定者(統括責任者・担当技術者)が本業務に生かすことのできる十分な業務経験等を有しているか。
- (3)再整備構想の具体化に向け、課題の抽出など検討を進める着眼点が的確か。
- (4)今後3年間の業務方針が的確で、本業務について業務説明資料と整合が取れているか。
- (5)ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組を進めているか。

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮するものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1)提案書の評価
- (2)評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3)ヒアリング
- (4)評価の集計及び報告

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 政策局総務部長
副委員長 政策局共創推進室長
委員 政策局政策課長
政策局基地対策課担当課長
医療局医療政策課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1)評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2)評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3)評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4)特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5)その他必要な事項

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。